

経営相談 Q & A

「業務改善助成金」の概要について

Q

私は中小企業の経営者です。当社は、昨今の最低賃金の上昇への対応に追われ、従業員の賃金は都道府県が定める最低賃金を僅かに上回るだけとなっています。次年度も賃上げを実施するために新たな設備を導入し、生産性を向上させ、創出された利益を従業員の賃金に反映させる計画を立てています。事業場内最低賃金を上げた場合に活用できる助成金があれば概要を教えてください。

A

厚生労働省は、最低賃金引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する制度として、「業務改善助成金」を設けています。概要は以下の通りです。

■「業務改善助成金」の概要

本助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

■対象事業者・申請単位

対象は以下3点を満たす事業者。

- ・中小企業・小規模事業者である
- ・事業場内最低賃金と各都道府県が定める地域別最低賃金の差額が50円以内である
- ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がない

対象となる中小企業・小規模事業者の範囲

業種	資本金出資額	常時使用する労働者
小売業 (飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	300人以下
その他の業種	3億円以下	

本助成金の申請単位は、事業場ごととなっており、同じ県内であっても異なる場所に事務所と工場を有する場合、別々に各都道府県の労働局へ申請が必要となります。

例：奈良県の場合

地域別最低賃金：986円（令和6年10月1日～）

工場A	事業場内最低賃金 1,000円 ⇒対象事業場	申請
事務所B	事業場内最低賃金 1,030円 ⇒対象事業場	申請
工場C	事業場内最低賃金 1,050円 ⇒対象とはならない	

■助成対象経費

助成対象となるのは「生産性の向上・労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等となり、機械装置等購入といった一般的な設備投資だけでなく、専門家への謝金や人材育成に係るセミナー受講費（賃上げに効果的なものに限る）など幅広い経費が対象となります。

このように業種によってさまざまな設備投資等が考えられますが、一定の要件を満たす特例事業者を除き、特種用途自動車以外の自動車やパソコン（タブレット端末やスマートフォン含む）は原則対象外となっているなど、「生産性の向上・労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等であっても対象と認められない経費があることには注意が必要です。

■助成率

助成率については、申請を行う事業場の引上げ前の事業場内最低賃金によって異なり、令和6年度は以下の通りでした。

900円未満	900円以上 950円未満	950円以上
9/10	4/5 (9/10)	3/4 (4/5)

生産性要件に該当した場合、() 書きの助成率を適用

生産性が一定割合で向上していることが確認できれば助成率が割増される生産性要件については、令和7年度概算要求によれば廃止される方針となっており、助成率についても以下のように変更されます。

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

■助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引上げる労働者数	助成上限額	
			事業場規模 30人以上の事業者	事業者規模 30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限額区分は<特例事業者>が対象

(厚生労働省 HP を基に当研究所で作成)

助成される金額は、助成上限額と助成対象経費に助成率をかけた金額を比較し、いずれかの安い方の金額となります。

また、“事業場内最低賃金が950円未満の事業場の申請を行う事業者”ないし“原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者”は特例事業者として、助成上限額の表に記載している通り、引上げる労働者数が10名以上の区分を使用することができます。

■申請における注意点

地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引上げる場合、発効日の前日までに行う必要があります。つまり、10月1日に新しい地域別最低賃金が発効される場合、本助成金の申請を行った上で、9月30日までに賃上げを実施（就業規則等に最低賃金を定めること）し、設備投資は助成金の交付が決定した後に行う必要があります。

■その他

本助成金の令和6年度の申請期限は令和7年1月31日まででしたが、令和6年度当初予算8.2億円に対し、令和7年度概算要求額では22億円と規模を大きく拡大しており、生産性要件を廃止し、助成率を2区分に改め、さらに特定時期に追加募集枠を設けるなど事業者にとって活用しやすいよう見直しされています。

本助成金の詳細や支給申請書や記載例については、厚生労働省 HP をご確認ください。その他詳しい支給の要件や手続き、支給申請期間などについては、会社所在地を管轄する都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

<参考 URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

(藤岡奨太)